

## 揖斐川町人事行政の運営等の状況（平成25年度）

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

・職員数

（単位：人）

区 分	平成25年4月1日 職員数	平成25年度中		平成26年4月1日 職員数
		採用者数	退職者数	
一般行政職	219	2	14	207
医 療 職	11		1	10
保健師・栄養士	15			15
保 育 士	49		1	48
技能労務職	25		6	19
合 計	319	2	22	299

注：教育長及び県職員を除き、外郭団体派遣職員を含むため、定員管理実態調査と合致しません。

### 2 職員の給与の状況

（1）1人あたりの支給額（平成25年4月1日現在）

（単位：円）

区 分	平均給料月額
一般行政職	322,615
技能労務職	221,740

（2）初任給基準

（単位：円）

区 分	大 卒	短大卒	高 卒	中 卒
一般行政職	172,200	152,800	140,100	—
技能労務職	—	—	137,200	129,200
区 分	博士課程卒	大学6卒		
医 師	323,600	—		
歯科医師	—	237,700		
区 分	短大3卒	短大2卒	准看護師養成所卒	
看 護 師	188,900	180,500	—	
准看護師	—	—	153,300	

(3) 手当制度の状況

手 当 名	支 給 額 等
扶養手当	配偶者は月額 13,000 円 その他の扶養親族は、月額 6,500 円 配偶者のいない場合の扶養親族 1 人まで月額 11,000 円 16 歳から 22 歳の子には、5,000 円加算
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機関等利用者 運賃相当額に応じ月額 55,000 円まで支給。</li> <li>・ 自動車等交通用具利用者 2 km 以上（片道）の利用者に対して距離区分に応じ、月額 2,000 円から月額 24,500 円まで支給。</li> </ul>
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借家、借間の場合 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、家賃相当額に応じて 27,000 円まで支給。</li> </ul>
管理職手当	管理職の職務に応じ、23,800 円～44,300 円の範囲で支給。 医師 職務に応じ 119,400 円～137,700 円の範囲で支給
時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価×1.25 倍（22 時から翌朝 5 時までの深夜勤務は 1.50 倍）</li> <li>・ 週休日における時間外勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価×1.35 倍（22 時から翌朝 5 時までの深夜勤務は 1.60 倍）</li> </ul>
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務 1 時間につき 当該職員の時間単価×1.35 倍（22 時から翌朝 5 時までの深夜勤務は 1.60 倍）</li> </ul>
期末手当	基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）に在職 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 月期 期末手当基礎額×1.225 月分（特定管理職員 1.025 月分）</li> <li>・ 12 月期 期末手当基礎額×1.375 月分（特定管理職員 1.175 月分）</li> </ul> ※期末手当基礎額 給料月額+扶養手当+役職加算額 （役職加算額は、行政職給料表 3 級以上の職員に対し、職務の級に応じて給料月額の 5～15%を加算するもの）
勤勉手当	基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）に在職 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 月期 勤勉手当基礎額×0.675 月分（特定管理職員 0.875 月分）</li> <li>・ 12 月期 勤勉手当基礎額×0.675 月分（特定管理職員 0.875 月分）</li> </ul> ※勤勉手当基礎額 給料月額+役職加算額 （役職加算額は、期末手当と同様）

寒冷地手当	4 級地に在勤する職員に対し、11 月から翌年 3 月まで支給 世帯主である職員（扶養親族のある職員） 月額 17,800 円 世帯主である職員（その他の世帯主である職員） 月額 10,200 円 その他の職員 月額 7,360 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に、勤務 1 回につき 4,200 円（その他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務 7,200 円）
医師手当	診療所に勤務する医師に対し、月額 510,000 円を超えない範囲で支給
老人福祉施設勤務手当	<del>養護老人ホームに勤務する職員に対し、月額 5,000 円を超えない範囲で支給</del>
初任給調整手当	欠員の補充が困難な医師に支給されている。月額 410,900 円

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間

区 分	勤 務 時 間 等
勤務を要する曜日	毎週月曜日から金曜日までの週 5 日間 (祝日法による休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)
1 日当たりの勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 休憩時間を除く、実質 7 時間 45 分勤務
1 週当たりの勤務時間	38 時間 45 分 (7 時間 45 分×5 日)
年間総勤務時間	2,015 時間 (38 時間 45 分×52 週間)

注：職種や職場によって異なります。

平成 25 年 4 月 1 日から勤務時間が午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までになりました。

#### (2) 休暇制度

※使用実績は、平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日の期間

休暇の種類		休暇日数等	使用実績
年次有給休暇		1 年につき 20 日付与（繰越、採用時期等により変動あり）	平均取得日数 8.5 日
特 別 休 暇	選挙権その他の公民権の行使	必要な期間	取得件数 0 件
	証人等で裁判所への出頭	必要な期間	取得件数 0 件
	骨髄提供のための休暇	必要な期間	取得件数 0 件
	ボランティア休暇	5 日の範囲内の期間	取得件数 0 件
	結婚休暇	連続する 5 日の範囲内の期間	取得件数 3 件
	産前休暇	6 週間（多胎妊娠 14 週間）	取得件数 5 件
	産後休暇	8 週間	取得件数 6 件
	育児時間	1 日 2 回それぞれ 30 分	取得件数 0 件
妊娠中の職員の交通機関通勤の休暇		1 日 1 時間以内	取得件数 0 件

特別 休 暇	母子保健法による健診	必要な期間	取得件数 0件
	出産補助休暇	2日の範囲内の期間	取得件数 1件
	妊娠に起因する障害のための休暇	5日の範囲内の期間	取得件数 0件
	子の看護休暇	一の年において5日の範囲内の期間	取得件数 0件
	忌引	親族の区分により7日以内	取得件数 31件
	家族の祭日（法事）	1日の範囲内の期間	
	夏季休暇	一の年の7～9月までの原則として連続する3日の範囲内の期間	
	災害により滅失損壊した住居の復旧作業	7日の範囲内の期間	取得件数 0件
	災害等による出勤困難	必要と認められる期間内	取得件数 0件
	災害等による通勤途上の危険回避	必要と認められる期間内	取得件数 0件
病気休暇	必要最小限度の期間		
組合休暇	一の年について30日		
介護休暇	親族区分等により、連続する6月の期間内において必要と認められる期間		

### (3) 育児休業

区 分	男性職員	女性職員	計
平成25年度中に新たに育児休業を取得した職員		5	5
平成25年度中に新たに部分休業を取得した職員		1	1
平成24年度中から引き続き育児休業を取得している職員		6	6
平成24年度中から引き続き部分休業を取得している職員			

・平成25年度中に新たに育児休業を取得した職員の内訳（男性職員）

期 間	6月以内	6月越え 1年以下	1年越え 1年6月以下	1年6月越え 2年以下	2年越え 2年6月以下	2年6月越え 3年以下	計
取得職員数							

・平成25年度中に新たに育児休業を取得した職員の内訳（女性職員）

期 間	6月以内	6月越え 1年以下	1年越え 1年6月以下	1年6月越え 2年以下	2年越え 2年6月以下	2年6月越え 3年以下	計
取得職員数				2	3		5

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 処分者数

(単位：人)

処分の内容		処分者数	処分事由
分限 処分	免 職	0	
	降 任	0	
	休 職	4	病気のため
	降 級	0	
	失 職	0	
懲戒 処分	免 職	0	
	降 任	0	
	休 職	0	
	降 級	0	
	失 職	0	

#### 5 職員の服務の状況

(単位：人)

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務	職員は、法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。	0
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治行為の制限	職員は、政治活動等をしてはならない。	0
争議行為等の禁止	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0
営利企業従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	0

#### 6 職員研修及び勤務成績評定の状況

##### (1) 職員研修の実施状況

(単位：人)

研修区分	受講者数	研 修 内 容 等
研修センター研修	91	
自主研修	210	町長と職員の意見交換会
各種専門研修	36	土木、保育等専門職等研修

派遣研修	8	県、他自治体、民間、自治大等への派遣研修
その他の研修	23	資格取得研修等
計	368	

(2) 勤務成績の評定状況

区 分	基準日	評定等内容
人事評価	10月1日	新人事評価の試行実施（実績、意識、能力による評価）

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区分	受診者数	内 容 等
総合健診	283	年代別総合健康診断

(2) 公務災害補償制度

加入団体	災害件数	災 害 の 概 要
地方公務員災害補償基金 岐阜県支部	3	地方公務員の公務上の災害

## 8 その他町長が必要と認める事項

(公平委員会に係る状況)

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

平成 25 年度実施件数	実施状況の概要
0	個別実施により該当なし

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成 25 年度件数	報告等の概要
0	個別実施により、該当なし

(3) 勤務条件に関する措置の要求状況

平成 25 年度要求件数	要求内容の概要
0	

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 25 年度申立て件数	申立て内容の概要
0	